

未払給料等（月給制：記載例）（注）□欄は、該当事項にレ点を付すか、又は、■に反転させる。

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、原告に対し、次の金員を支払え。
金 85万9052 円
上記金額に対する 平成25年11月16日 から
訴状送達の日翌日 から
支払済みまで年14.6パーセントの割合による金員
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

紛争の要点（請求の原因）

- 1 原告と被告（医薬品販売業を営む者である。）は、次のとおり雇用契約を締結した。
- (1) 契約日 平成15年4月15日
- (2) 業務内容 経理事務（日商簿記1級保有）
- (3) 賃金 月額・日給・時給 金 19万5000 円
- (4) 支払期日 毎月末日締め 当月・翌月15日支給
- 2 働いていた期間 平成15年4月21日から
平成25年10月31日まで（同日退職）
現在も就労中

3 未払賃金の計算

賃金額	支払済みの額	残 額
合計 85万9052円	0 円	85万9052円
(内訳) 基本給 78万0000円 各種手当 2万0000円 超過勤務手当 5万9052円 (明細は別紙のとおり 平成25年7月1日から 平成25年10月31日分まで)	(最後に支払われた日 平成 年 月 日)	

- 4 遅延損害金請求の起算日
未払賃金を請求した日 平成 年 月 日（退職後に支払を求める場合）
最終支払期日（平成25年11月15日）の経過
- 5 その他の参考事項

添 付 書 類

- 法人登記事項証明書（資格証明書）（被告が会社等の場合に必要） 給与明細書
雇用契約書 タイムカード 出勤簿 就業規則

別紙

1 各種手当の内訳

内訳

技能手当	月額	5000	円	×	4	か月	=	金	2万0000	円
手当	月額		円	×		か月	=	金		円
手当	月額		円	×		か月	=	金		円
各種手当合計金									2万0000	円

2 超過勤務手当の計算

(1) 時間当たりの単価の計算

① 月給制の場合

基本給 19万5000円 × 12か月 ÷ 52週 ÷ 40時間 = 金 1125円

② 日給制の場合

日給額 円 ÷ 勤務時間 時間 = 金 円

(2) 超過勤務手当の計算

平成19年 7月分 15時間 × 単価 1406円 = 合計 2万1090円

※単価 営業日時間外 ((1)の時間単価 × 1.25)

営業日深夜 ((1)の時間単価 × 1.50)

平成19年 8月分 10時間 × 単価 1406円 = 合計 1万4060円

※単価 営業日時間外 ((1)の時間単価 × 1.25)

営業日深夜 ((1)の時間単価 × 1.50)

平成19年 9月分 12時間 × 単価 1406円 = 合計 1万6872円

※単価 営業日時間外 ((1)の時間単価 × 1.25)

営業日深夜 ((1)の時間単価 × 1.50)

平成19年 10月分 5時間 × 単価 1406円 = 合計 7030円

※単価 営業日時間外 ((1)の時間単価 × 1.25)

営業日深夜 ((1)の時間単価 × 1.50)

平成 年 月分 時間 × 単価 円 = 合計 円

※単価 営業日時間外 ((1)の時間単価 × 1.25)

営業日深夜 ((1)の時間単価 × 1.50)

合計 42時間 合計金額 5万9052円